



ひとり親家庭等に関する支援



🌸 児童扶養手当

📞 82-1000 問 こども未来課 こども育成係

母子家庭(または父子家庭)の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童)や、一定の障がいのある父親(または母親)をもつ児童を監護している母(または父)・父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

ただし、本人または扶養義務者の方の所得が限度額を超えた場合は支給されません。

区分	全部支給される者	一部支給される者
児童1人のとき	44,140円	10,410円～44,130円
児童2人目の加算額	10,420円	5,210円～10,410円
児童3人目以降の加算額(1人につき)	6,250円	3,130円～ 6,240円

(令和5年4月現在)

※上記金額は月額の手当額です。手当額は経済の状況によって見直される場合があります。

🌸 ひとり親家庭医療費助成

母子家庭、父子家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。

ただし、所得制限等により該当しない場合があります。

- **内容** 該当者が医療機関の窓口で支払った医療費(各種医療保険適用による自己負担分)について同一受診月ごとに1つの世帯の自己負担額を合算して1,000円を超えた場合、その1,000円を超えた金額を助成します。

※高額療養費、付加給付等が支給される場合はそれらを除いた金額

🌸 母子・父子寡婦福祉資金貸付金

経済的な自立や就学などに必要な資金を貸し付ける事業を行っております。貸し付けの種類は、就学支度資金、修学資金など12種類あります。

貸付を希望される場合は、事前にお電話にてお問い合わせください。

🌸 ひとり親家庭自立支援給付金

母子家庭の母、または、父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、利用者が資格取得や適職への就職に結びつくよう、自立の促進を図る給付金です。

給付金については事前相談が必要となります。

